

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の6に次の1項を加える。

- 3 条例第55条第2項に規定する別に定める者は、同条第1項第2号又は第1項第6号の規定により当該年度の前年度分の固定資産税について減免を受けた者であつて、市長が、職権による調査により、引き続きこれらの規定による減免の要件に該当すると認めるものとする。

第4条の6の2第1項中「とき」の右に「(当該共有者について市長が前条第3項の規定による認定をした場合にあっては、当該認定をしたとき)」を加える。

第4条の9第1項第10号中「第2条に掲げる」を「(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)に規定する」に改め、「炭酸飲料の日本農林規格」の右に「(昭和49年6月27日農林省告示第567号)」を加える。

第5条の見出し中「鑑札」を「標識」に改める。

第5条の2の見出し中「鑑札」を「標識」に改め、同条中「鑑札の」を「標識の」に、「鑑札交付申請書」を「標識交付申請書」に改める。

第6条の見出し中「鑑札」を「標識」に改める。

第7条の見出し中「試乗鑑札」を「試乗標識」に改め、同条第1項中「試乗鑑札の」を「試乗標識の」に、「試乗鑑札交付申請書」を「試乗標識交付申請書」に改め、同条第2項本文中「試乗鑑札」を「試乗標識」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「試乗鑑札」を「試乗標識」に、「当該鑑札」を「当該試乗標識」に改め、同条第4項中「試乗鑑札」を「試乗標識」に改め、同条第5項中「試乗鑑札の」を「試乗標識の」に、「試乗鑑札臨時交付申請書」を「試乗標識臨時交付申請書」に改め、同条第6項中「試乗鑑札」を「試乗標識」に、「当該鑑札」を「当該試乗標識」に改める。

第10条の表(36)中「鑑札」を「標識」に改め、同表(37)中「試乗鑑札」を「試乗標識」に改め、同表(38)中「鑑札交付申請書」を「標識交付申請書」に改め、同表(39)中「試乗鑑札交付申請書」を「試乗標識交付申請書」に改め、同表(40)中「試

乗鑑札臨時交付申請書」を「試乗標識臨時交付申請書」に改め、同表（４１）中「鑑札失効届出書」を「標識失効届出書」に改める。

附則第１項中「鑑札」を「標識」に改める。

附則第２項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鑑札」を「標識」に改める。

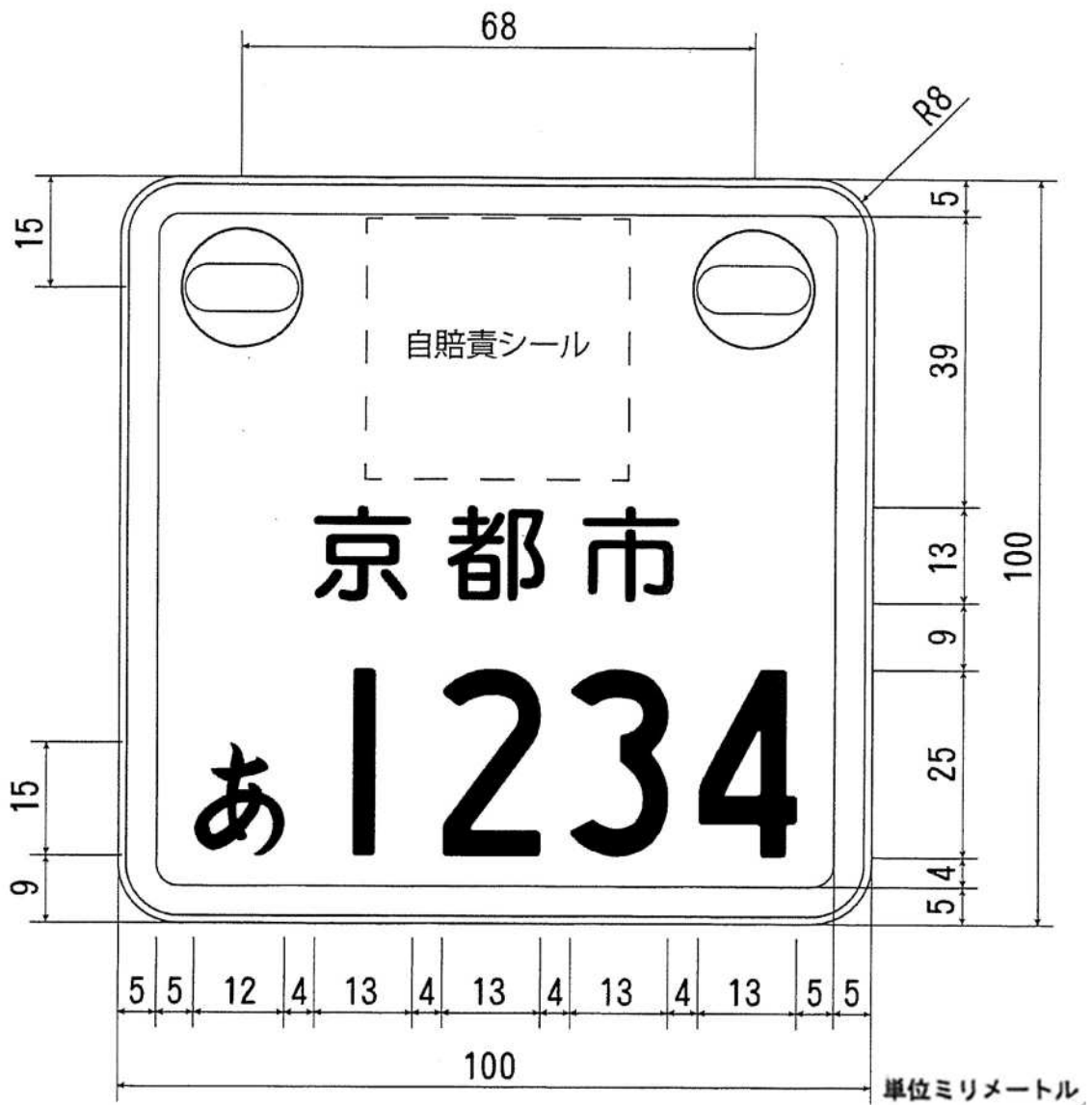
附則第６項第１号、第７項第１号、第８項第１号、第９項第１号及び第１２項第１号中「第２８条第１項第２号」を「第３５条」に、「同号」を「同条第１項第２号ア」に改める。

附則第１５項及び第１６項中「附則第８項又は第９項」を「附則第７項又は第８項」に、「附則第８項各号又は第９項各号」を「附則第７項各号又は第８項各号」に改める。

様式第３号８備考以外の部分及び同様式９備考以外の部分並びに様式第４号の２、４注及び備考以外の部分中「鑑札番号」を「標識番号」に改める。

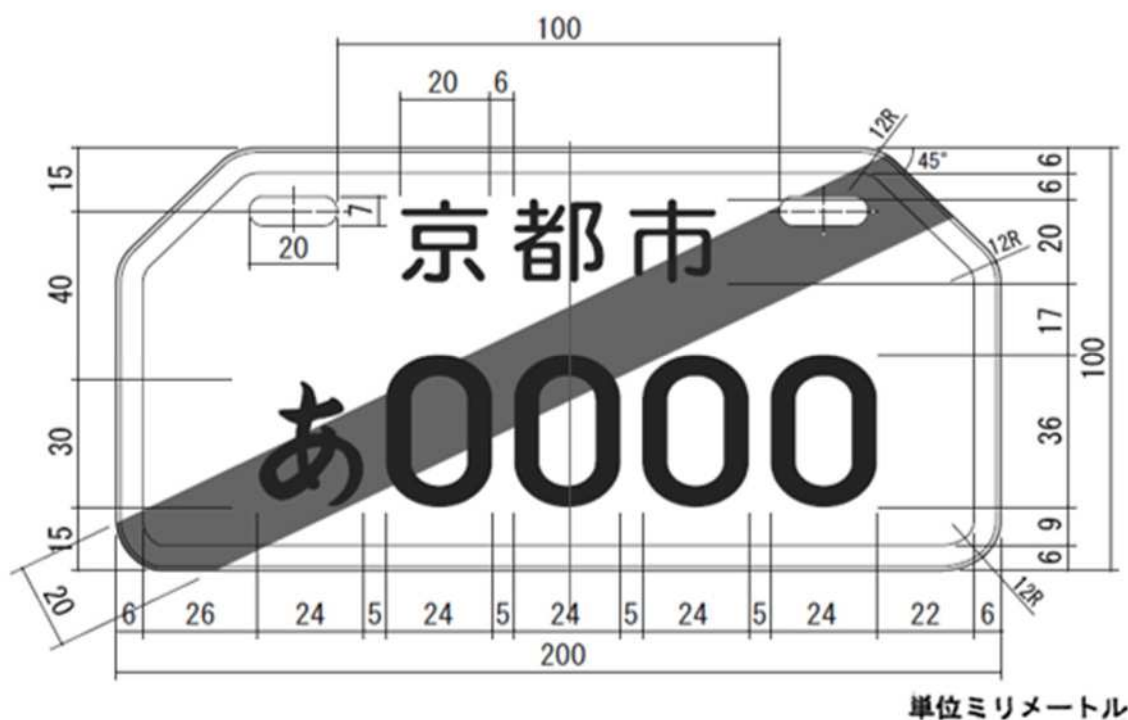
様式第３６号備考中「鑑札」を「標識」に改め、同様式を同様式１ 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車用とし、同様式に次のように加える。

2 特定小型原動機付自転車用



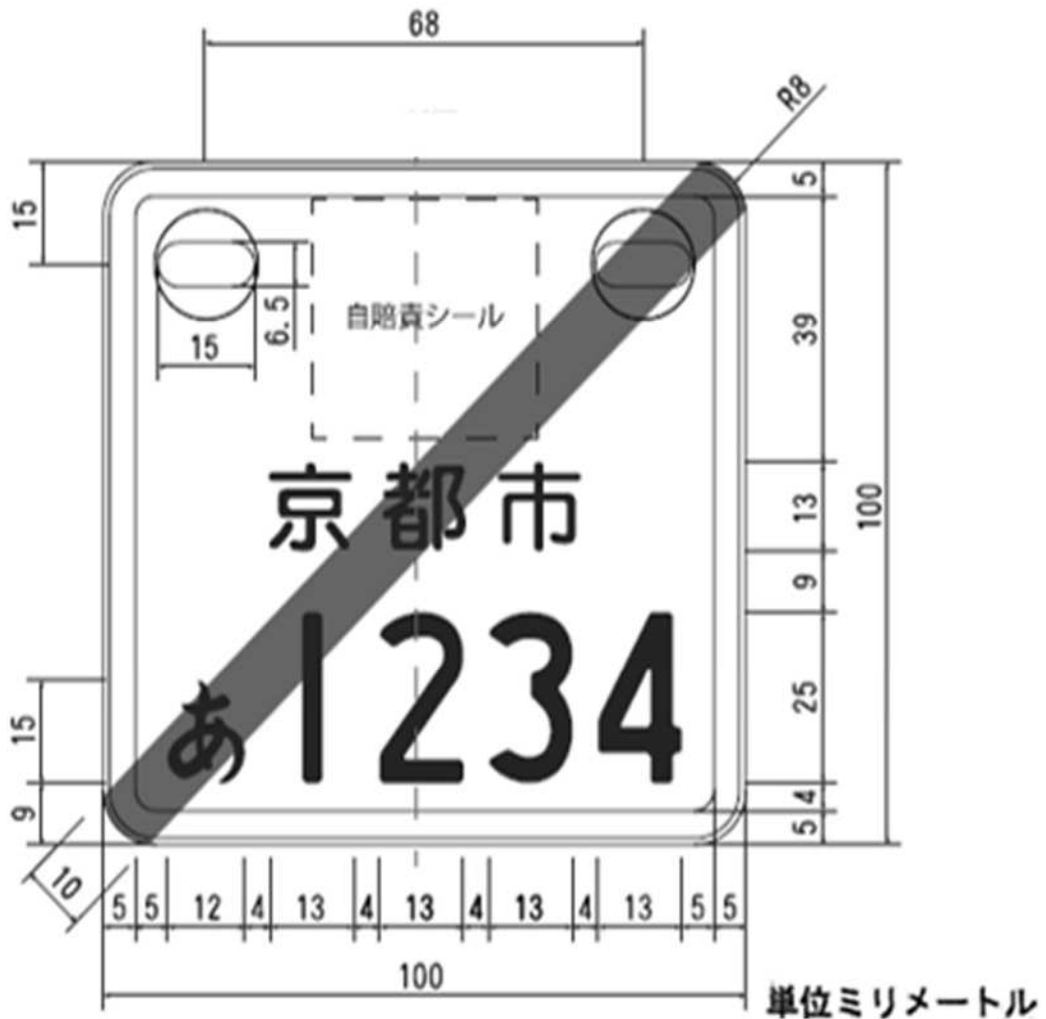
- 備考1 標識の車両番号は、図示の例により上段に市名を、下段に1字の平仮名（お、し、へ、み、ゑ及びびんを除く。）及び4桁の数字をもって表示すること。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径5ミリメートルの点で表示すること。
- 2 標識は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は、浮出しとすること。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製のものと同程度に堅ろうで使用に十分耐えるものであること。
- 3 標識の地の塗色は、白色とすること。
- 4 標識の文字及び数字の塗色は、濃紺色とすること。

様式第37号備考以外の部分を次のように改める。



様式第37号備考1中「鑑札」を「標識」に、「及び区名の頭文字を、下段に4けた」を「を、下段に1字の平仮名（お、し、へ、み、ゑ及びびんを除く。）及び4桁」に、「のけた」を「の桁」に改め、同様式備考2及び3中「鑑札」を「標識」に改め、同様式備考4中「鑑札」を「標識」に、「黒色」を「濃紺色」に改め、同様式を同様式1 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車用とし、同様式に次のように加える。

## 2 特定小型原動機付自転車用



備考1 標識の車両番号は、図示の例により上段に市名を、下段に1字の平仮名（お、し、へ、ゐ、ゑ及びびんを除く。）及び4桁の数字をもって表示し、右肩上部から左下に斜線を表示すること。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径5ミリメートルの点で表示すること。

2 標識は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は、浮出しとすること。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製のものと同程度に堅ろうで使用に十分耐えるものであること。

3 標識の地の塗色は、白色とすること。

4 標識の文字及び数字の塗色は濃紺色とし、斜線の塗色は赤色とすること。

様式第38号注以外の部分中「鑑札交付申請書」を「標識交付申請書」に、「鑑札の」を「標識の」に、「鑑札番号」を「標識番号」に改める。

様式第39号中「試乗鑑札交付申請書」を「試乗標識交付申請書」に、「試乗鑑札の」を「

「試乗標識の」に、

1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー
枚	枚	枚	枚

を」

「

1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー	特定小型
枚	枚	枚	枚	枚

に、「試乗鑑札を」を」

「試乗標識を」に改める。

様式第40号中「試乗鑑札臨時交付申請書」を「試乗標識臨時交付申請書」に、「試乗鑑札の」を「試乗標識の」に、

「

1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー
枚	枚	枚	枚

を」

「

1 種	2 種 乙	2 種 甲	ミニカー	特定小型
枚	枚	枚	枚	枚

に、「試乗鑑札を」を」

「試乗標識を」に改める。

様式第41号注以外の部分中「鑑札失効届出書」を「標識失効届出書」に、「鑑札が」を「標識が」に、「鑑札番号」を「標識番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第6項第1号、第7項第1号、第

8項第1号、第9項第1号及び第12項第1号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙及び標識は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)